



○厚生労働省告示第百四四  
葬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項、葬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに葬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九

大臣第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき改定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日 厚生労働大臣 田村 憲久  
1の生物学的製剤の表沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）の項の次に次のように加える。

1の生物学的要剤の表乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)の項の次に次のように加える。

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）の条の3.4.2. 3.4.6 及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。  
○の出荷等の取扱いの項記載で別イヘハニHハガHマロクホハ（H-ニ-世）の田の次に次の1回を  
加えや。

乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）の条3.4.1.2、  
3.4.1.5、3.4.1.7、3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2 及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合することが  
保証されている製造番号の専用混和液については省略することができます。

○厚生労働省告示第百四號

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一號）第二百三十九条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三十九条第三項の規定に基いて検定を廃したこゆのじつて厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四號）の一部を次のよひは改正す。

平成二十六年三月一日十回田

表細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）及び沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）の項中「及び沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）」を「沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）」、沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）及び乳濁細胞培養インフルエンザワクチ

Aワクチノ（H5N1株）に改め。

厚生労働大臣 田村 勝久

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

## (政令)

- 貸企業法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 葬事法施行令の一部を改正する政令(七一)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(厚生労働二〇)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同二一)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同二二)
- 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令(同二三)
- 農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(金融庁・農林水産二)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九条第五項の例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令(七五)
- 貸企業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

## (府令)

- 三 ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七四)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項に規定する過去期間代行給付現金の額の計算方法を定める件(厚生労働九三)

三

三

三

三

四

四

四

四

四

四

四

五

五

五

五

五

五

五

五

六

六

六

六

七

七

七

七

八

八

八

八

九

九

九

九

十

十

十

十

十一

十一

十一

十一

十二

十二

十二

十二

十三

十三

十三

十三

十四

十四

十四

十四

十五

十五

十五

十五

十六

十六

十六

十六

十七

十七

十七

十七

十八

十八

十八

十八

十九

十九

十九

十九

二十

二十

二十

二十

二十一

二十一

二十一

二十一

二十二

二十二

二十二

二十二

二十三

二十三

二十三

二十三

二十四

二十四

二十四

二十四

二十五

二十五

二十五

二十五

二十六

二十六

二十六

二十六

二十七

二十七

二十七

二十七

二十八

二十八

二十八

二十八

二十九

二十九

二十九

二十九

三十

三十

三十

三十

三十一

三十一

三十一

三十一

三十二

三十二

三十二

三十二

三十三

三十三

三十三

三十三

三十四

三十四

三十四

三十四

三十五

三十五

三十五

三十五

三十六

三十六

三十六

三十六

三十七

三十七

三十七

三十七

三十八

三十八

三十八

三十八

三十九

三十九

三十九

三十九

四十

四十

四十

四十

四十一

四十一

四十一

四十一

四十二

四十二

四十二

四十二

四十三

四十三

四十三

四十三

四十四

四十四

四十四

四十四

四十五

四十五

四十五

四十五

四十六

四十六

四十六

四十六

四十七

四十七

四十七

四十七

四十八

四十八

四十八

四十八

四十九

四十九

四十九

四十九

五十

五十

五十

五十

五十一

五十一

五十一

五十一

五十二

五十二

五十二

五十二

五十三

五十三

五十三

五十三

五十四

五十四

五十四

五十四

五十五

五十五

五十五

五十五

五十六

五十六

五十六

五十六

五十七

五十七

五十七

五十七

五十八

五十八

五十八

五十八

五十九

五十九

五十九

五十九

六十

六十

六十

六十

六十一

六十一

六十一

六十一

六十二

六十二

六十二

六十二

六十三

六十三

六十三

六十三

六十四

六十四

六十四

六十四

六十五

六十五

六十五

六十五

六十六

六十六

六十六

六十六

六十七

六十七

六十七

六十七

六十八

六十八

六十八

六十八

六十九

六十九

六十九

六十九

七十

七十

七十

七十

七十一

七十一

七十一

七十一

七十二

七十二

七十二

七十二

七十三

七十三

七十三

七十三

七十四

七十四

七十四

七十四

七十五

七十五

七十五

七十五

七十六

七十六

七十六

七十六

七十七

七十七

七十七

七十七

七十八

七十八

七十八

七十八

七十九

七十九

七十九

七十九

八十

八十

八十

八十

八十一

八十一

八十一

八十一

八十二

八十二

八十二

八十二

八十三

八十三

八十三

八十三

八十四

八十四

八十四

